

○長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱

平成19年 3月30日

長崎県告示第460号の9

改正 平成19年 6月26日告示第642号
平成19年 9月 7日告示第818号
平成19年10月23日告示第937号
平成19年11月16日告示第1028号
平成19年12月25日告示第1141号
平成20年 2月 8日告示第85号
平成20年 3月25日告示第369号
平成20年 4月15日告示第439号
平成20年 7月 4日告示第639号
平成20年 8月 8日告示第743号
平成20年 9月16日告示第827号
平成20年10月28日告示第935号
平成20年11月18日告示第1004号
平成21年 1月13日告示第15号
平成21年 1月30日告示第99号
平成21年 3月13日告示第308号
平成21年 4月 3日告示第454号
平成21年 6月 2日告示第593号
平成21年 8月 7日告示第739号
平成21年 9月18日告示第826号
平成21年10月 2日告示第848号
平成21年11月27日告示第964号
平成21年12月22日告示第1028号
平成22年 4月 2日告示第366号
平成22年 7月 2日告示第611号
平成22年 8月17日告示第742号
平成22年 9月 7日告示第789号

平成22年10月8日告示第848号
平成22年12月21日告示第1026号
平成23年3月22日告示第339号
平成23年3月25日告示第355号
平成23年3月31日告示第405号の3
平成23年4月1日告示第407号
平成23年4月26日告示第483号
平成23年8月5日告示第758号
平成23年9月13日告示第819号
平成23年10月7日告示第873号
平成24年1月10日告示第19号
平成24年3月30日告示第382号
平成24年4月3日告示第406号
平成24年6月12日告示第586号
平成24年7月10日告示第668号
平成24年10月16日告示第892号
平成24年12月28日告示第1057号
平成25年3月29日告示第397号
平成25年4月2日告示第425号
平成25年7月5日告示第731号
平成25年8月2日告示第822号
平成25年10月15日告示第966号
平成25年12月10日告示第1084号
平成26年3月4日告示第254号
平成26年4月1日告示第453号
平成26年8月1日告示第740号
平成26年8月5日告示第752号
平成26年12月2日告示第1147号
平成27年1月23日告示第38号
平成27年3月20日告示第350号

平成27年 5月12日告示第534号
平成27年 7月10日告示第714号
平成27年10月 6日告示第921号
平成27年11月17日告示第1026号
平成27年12月18日告示第1111号
平成28年 3月31日告示第321号
平成28年 4月 8日告示第354号
平成28年 6月28日告示第503号
平成28年10月 4日告示第711号
平成28年10月28日告示第769号
平成29年 3月24日告示第242号
平成29年 3月31日告示第266号
平成29年 9月 1日告示第613号
平成29年10月10日告示第681号
平成30年 3月30日告示第287号
平成30年12月21日告示第868号
平成31年 3月26日告示第265号
平成31年 4月 2日告示第314号
令和元年10月18日告示第333号
令和 2年 1月14日告示第15号
令和 2年 3月24日告示第229号
令和 2年 5月12日告示第373号
令和 2年 5月12日告示第374号
令和 2年 7月10日告示第498号
令和 2年 8月18日告示第566号
令和 2年10月 9日告示第662号
令和 2年11月 4日告示第695号
令和 2年12月25日告示第807号
令和 3年 3月30日告示第282号
令和 3年 3月30日告示第283号

令和4年3月25日告示第237号
令和4年3月29日告示第267号
令和4年3月31日告示第291号
令和4年5月27日告示第366号
令和4年7月5日告示第449号
令和4年12月2日告示第753号
令和4年12月2日告示第754号
令和5年3月24日告示第220号
令和5年3月24日告示第221号

注 令和2年10月から条文沿革を注記した。

長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱を次のように定める。

長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱

(趣旨)

第1条 福祉保健部（福祉保健部こども政策局を除く。）の所管に係る補助金等の交付については、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金等の名称等)

第2条 規則第3条の補助金等の名称、目的及び率又は額並びに補助事業の内容は、別表のとおりとする。

(申請書の提出時期等)

第3条 規則第4条の交付申請書を提出することができる時期は、別に定める期日までとする。

2 補助金等の交付の申請をしようとする者は、その申請時に仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

(申請の取下げのできる期限)

第4条 規則第8条第1項の申請の取下げをすることができる期日は、補助金等の交付の決定の通知を受けた日から15日を経過した日とする。

(状況報告等)

第5条 補助事業者等は、規則第11条第1項の補助事業等の遂行の状況については、実施状況報告書により報告しなければならない。ただし、知事が必要でないとするときは、この限りでない。

2 前項の実施状況報告書の提出期限等については、別に定める。

3 第1項の場合において、第7条第2項の概算払請求書を提出したときは、当該書類をもって、実施状況報告書に代えることができる。

4 規則第11条第2項第1号の軽微な変更は、別に定める場合を除き、次のとおりとする。ただし、補助額の変更を伴わないものに限る。

(1) 補助目的の達成に何らの支障がないと認められる経費の配分の変更

(2) 対象経費の総額が2割を超えない範囲内での増減

(実績報告等)

第6条 規則第13条第1項の実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。ただし、知事が必要でないとするものについては、これを省略することができる。

(1) 事業報告書

(2) 収支精算書

(3) その他知事が必要とする書類

2 規則第13条第1項の実績報告書の提出期限は、別に定める場合を除き、事業の完了した日から30日を経過した日（同項後段の場合には、翌年度の4月10日）とする。

3 第3条第2項ただし書の規定により補助金等の交付の申請をした者は、第1項の実績報告書を提出する場合において、仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、この金額を補助金等の額から減額して知事に報告しなければならない。

4 補助金等の交付の申請をした者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、この金額（減額して申請又は報告した場合にあっては、その金額のうち減じて申請又は報告した額を上回る部分の金額）を補助金等の額から減額して仕入れに係る消費税等相当額報告書により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、知事は、当該金額の返還を請求するものとする。

(補助金等の交付)

第7条 規則第16条第1項の交付請求書に添付すべき書類は、次のとおりとする。ただし、知事が必要でないとするものについては、これを省略することができる。

(1) 請求内訳書

- (2) 出来高調書
- (3) 事業の実施における契約書の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 補助金等は、概算払の方法により交付することができる。この場合において、規則第16条第2項において準用する同条第1項の概算払に必要な書類は、概算払請求書のほか前項各号に掲げる書類と同様とする。

(財産の処分の制限等)

第8条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 規則第20条ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている財産については同省令に定められている耐用年数に相当する期間とする。ただし、これにより難いときは、別に定めるところによる。

3 規則第20条第2号の機械及び重要な器具は、別に定める場合を除き、取得財産等のうち1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が、50万円以上の機械及び器具とする。

4 知事は、補助事業者が規則第20条の規定による承認を得て取得財産等を処分したことにより収入があったと認められるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

(交付手続の特例)

第9条 補助金等の交付については、規則第21条の規定により、規則第16条第1項に規定する交付請求書の提出を省略することができる。

(帳簿の整備等)

第10条 補助金等の交付を受けた者は、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、これを当該事業の完了の翌年度から5年間保存しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金等の交付申請書等の添付書類その他の補助金等の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

(適用)

1 この要綱（以下「新要綱」という。）は、平成18年度の予算に係る補助金等から適用する。
(長崎県福祉資金貸付事業資金補助金交付要綱等の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 長崎県福祉資金貸付事業資金補助金交付要綱（昭和40年長崎県告示第886号）
- (2) 長崎県老人クラブ研修費補助金交付要綱（昭和49年長崎県告示第2098号）
- (3) 長崎県在宅福祉事業費補助金交付要綱（昭和61年長崎県告示第297号の22）
- (4) 長崎県身体障害者保護費補助金等交付要綱（平成5年長崎県告示第404号）
- (5) 長崎県福祉のまちづくり推進事業補助金交付要綱（平成9年長崎県告示第722号）
- (6) 長崎県地域福祉関係社会福祉施設整備費補助金等交付要綱（平成10年長崎県告示第253号の3）
- (7) 長崎県身体障害者自動車運転免許取得助成事業費補助金交付要綱（平成12年長崎県告示第810号）
- (8) 長崎県老人保健施設等整備費補助金交付要綱（平成13年長崎県告示第149号）
- (9) 長崎県老人福祉関係社会福祉施設整備費補助金等交付要綱（平成13年長崎県告示第187号）
- (10) 長崎県障害福祉関係社会福祉施設整備費補助金等交付要綱（平成13年長崎県告示第187号の3）
- (11) 戦没者慰霊碑等維持管理費補助金交付要綱（平成13年長崎県告示第579号）
- (12) 長崎県知的障害者小規模通所授産施設運営事業補助金交付要綱（平成14年長崎県告示第88号）
- (13) 長崎県軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱（平成15年長崎県告示第312号）
- (14) 長崎県愛の福祉事業振興補助金交付要綱（平成15年長崎県告示第471号）
- (15) 長崎県精神障害者社会復帰施設運営事業補助金交付要綱（平成15年長崎県告示第811号）
- (16) 長崎県身体障害者補助犬育成事業補助金交付要綱（平成16年長崎県告示第830号）
- (17) 長崎県精神障害者小規模通所授産施設運営費補助金交付要綱（平成16年長崎県告示第849号）
- (18) 長崎県精神障害者雇用促進事業奨励金交付要綱（平成17年長崎県告示第1030号）
- (19) 長崎県セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱（平成17年長崎県告示第1120号）
（経過措置）

3 新要綱に規定する補助金等であって、平成17年度以前の予算に係る分については、当該補助金等に係る定め（以下「旧要綱」という。）は、なおその効力を有する。

4 新要綱の告示日前における平成18年度の予算に係る補助金等についてなされた旧要綱に基づく処分、申請その他の行為は、新要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

改正文（平成19年告示第642号）抄

平成19年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文（平成19年告示第818号）抄

平成19年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文（平成19年告示第937号）抄

平成19年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文（平成19年告示第1028号）抄

平成19年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文（平成19年告示第1141号）抄

平成19年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文（平成20年告示第85号）抄

平成19年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文（平成20年告示第369号）抄

平成19年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文（平成20年告示第439号）抄

平成20年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文（平成20年告示第639号）抄

平成20年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文（平成20年告示第743号）抄

平成20年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文（平成20年告示第827号）抄

平成20年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文（平成20年告示第935号）抄

平成20年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文（平成20年告示第1004号）抄

平成20年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文（平成21年告示第15号）抄

平成20年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文（平成21年告示第99号）抄

平成20年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文（平成21年告示第308号）抄

平成20年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文（平成21年告示第454号）抄

平成21年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文（平成21年告示第593号）抄

平成21年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文（平成21年告示第739号）抄

平成21年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文（平成21年告示第826号）抄

平成21年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文（平成21年告示第846号）抄

平成21年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文（平成21年告示第964号）抄

平成21年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文（平成21年告示第1028号）抄

平成21年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文（平成22年告示第366号）抄

平成22年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文（平成22年告示第611号）抄

平成22年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文（平成22年8月17日告示第742号）抄

平成22年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文（平成22年9月7日告示第789号）抄

平成22年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文（平成22年10月8日告示第848号）抄

平成22年度の予算に係る補助金等から適用する。

前文（平成22年12月21日告示第1026号）抄

平成22年度の予算に係る補助金等から適用する。

前文（平成23年3月22日告示第339号）抄

平成22年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（平成23年 3 月25日告示第355号）抄
平成23年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（平成23年 3 月31日告示第405号の3）抄
平成22年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（平成23年 4 月 1 日告示第407号）抄
平成23年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（平成23年 4 月26日告示第483号）抄
平成23年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（平成23年 8 月 5 日告示第758号）抄
平成23年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（平成23年 9 月13日告示第819号）抄
平成23年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（平成23年10月 7 日告示第873号）抄
平成23年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（平成24年 1 月10日告示第19号）抄
平成23年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（平成24年 3 月30日告示第382号）抄
平成23年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（平成24年 4 月 3 日告示第406号）抄
平成24年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（平成24年 6 月12日告示第586号）抄
平成24年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（平成24年 7 月10日告示第668号）抄
平成24年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（平成24年10月16日告示第892号）抄
平成24年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（平成24年12月28日告示第1057号）抄
平成24年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（平成25年 3 月29日告示第397号）抄
平成25年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（平成25年4月2日告示第425号）抄
平成25年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（平成25年7月5日告示第731号）抄
平成25年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（平成25年8月2日告示第822号）抄
平成25年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（平成25年10月15日告示第966号）抄
平成25年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（平成25年12月10日告示第1084号）抄
平成25年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（平成26年3月4日告示第254号）抄
平成25年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（平成26年4月1日告示第453号）抄
平成26年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（平成26年8月1日告示第740号）抄
平成26年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（平成26年8月5日告示第752号）抄
平成26年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（平成26年12月2日告示第1147号）抄
平成26年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（平成27年1月23日告示第38号）抄
平成26年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（平成27年3月20日告示第350号）抄
平成26年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（平成27年5月12日告示第534号）抄
平成27年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（平成27年7月10日告示第714号）抄
平成27年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（平成27年10月6日告示第921号）抄
平成27年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（平成27年11月17日告示第1026号）抄
平成27年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（平成27年12月18日告示第1111号）抄
平成27年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（平成28年 3月31日告示第321号）抄
平成27年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（平成28年 4月 8日告示第354号）抄
平成28年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（平成28年 6月28日告示第503号）抄
平成28年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（平成28年10月 4日告示第711号）抄
平成28年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（平成28年10月28日告示第769号）抄
平成28年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（平成29年 3月24日告示第242号）抄
平成28年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（平成29年 3月31日告示第266号）抄
平成29年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（平成29年 9月 1日告示第613号）抄
平成29年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（平成29年10月10日告示第681号）抄
平成29年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（平成30年 3月30日告示第287号）抄
平成30年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（平成30年12月21日告示第868号）抄
平成30年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（平成31年 3月26日告示第265号）抄
平成30年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（平成31年 4月 2日告示第314号）抄
平成31年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（令和元年10月18日告示第333号）抄
令和元年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（令和2年1月14日告示第15号）抄
令和元年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（令和2年3月24日告示第229号）抄
令和元年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（令和2年5月12日告示第373号）抄
令和元年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（令和2年5月12日告示第374号）抄
令和2年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（令和2年7月10日告示第498号）抄
令和2年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（令和2年8月18日告示第566号）抄
令和2年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文（令和2年10月9日告示第662号）抄
令和2年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文（令和2年11月4日告示第695号）抄
令和2年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文（令和2年12月25日告示第807号）抄
令和2年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文（令和3年3月30日告示第282号）抄
令和2年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文（令和3年3月30日告示第283号）抄
令和3年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文（令和4年3月25日告示第237号）抄
令和3年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文（令和4年3月29日告示第267号）抄
令和3年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文（令和4年3月31日告示第291号）抄
令和3年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文（令和4年5月27日告示第366号）抄
令和4年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文（令和4年7月5日告示第449号）抄
令和4年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文（令和4年12月2日告示第753号）抄
令和4年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文（令和4年12月2日告示第754号）抄
令和4年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文（令和5年3月24日告示第220号）抄
令和4年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文（令和5年3月24日告示第221号）抄
令和5年度の予算に係る補助金等から適用する。

別表（第2条関係）

（令2告示662・令2告示695・令2告示807・令3告示282・令3告示283・令4告示237・
令4告示267・令4告示291・令4告示366・令4告示449・令4告示753・令4告示754・令
5告示220・令5告示221・一部改正）

福祉保健課関係

	補助金の名 称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は 額	補助対象者
1	旧多良見病 院結核医療 確保対策事 業補助金	日本赤十字 社長崎原爆 諫早病院に おける結核 医療の確保 を図る。	長崎原爆諫早病院の一般病床と結核病床 との価格差及び結核病床の空床により生 じる減収分の補てんに要する経費。ただ し、補助対象経費の基準は、知事が別に 定める。	5,850万円以 内	日本赤十字社 長崎原爆諫早 病院
2	長崎県民生 委員児童委 員協議会運 営費補助金	補助対象者 の運営の安 定を確保す ることによ	補助対象者の運営に要する経費	予算の範囲 内で知事が 定める額	長崎県民生委 員児童委員協 議会

		り、民生委員 児童委員活 動の推進を 図る。			
3	市町民生委 員児童委員 協議会等運 営費補助金	市町民生委 員児童委員 協議会の運 営の安定を 確保するこ とにより、民 生委員児童 委員活動の 推進を図る。	市町民生委員児童委員協議会等が実施する民生委員児童委員活動の推進に要する経費	予算の範囲 内で知事が 定める額	市町民生委員 児童委員協議 会（中核市除 く）
4	長崎県明る い社会づく り運動推進 事業補助金	補助対象者 の運営の安 定を確保す ることによ り、明るい社 会づくり運 動の推進を 図る。	補助対象者の運営に要する経費	予算の範囲 内で知事が 定める額	長崎県明るい 社会づくり運 動推進協議会
5	長崎県更生 保護協会運 営費補助金	更生保護に 関する事業 の円満な推 進及びその 充実を図る。	補助対象者の運営に要する経費	予算の範囲 内で知事が 定める額	長崎県更生保 護協会
6	長崎県社会 福祉協議会 福祉活動指	地域におけ る社会福祉 の推進を図	地域における社会福祉を推進する福祉活動指導員等の活動に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定め	10分の10以 内	社会福祉法人 長崎県社会福 祉協議会

	導員及び事務職員設置費補助金	る補助対象者の体制強化を図る。	る。		
7	長崎県総合福祉センター外壁補修資金借入金償還金補助金	民間社会福祉活動の拠点施設である長崎県総合福祉センターの管理費の助成を行うことにより、地域における社会福祉の推進を図る。	長崎県総合福祉センターの補修に当たり借り入れた借入金の償還に要する経費	当該年度における元利償還金の2分の1に相当する金額	社会福祉法人長崎県社会福祉協議会
8	長崎県地域福祉関係社会福祉施設整備費補助金	社会福祉施設の整備を促進することにより、地域における社会福祉の向上を図る。	保護施設及び社会事業授産施設で知事が別に定める施設の整備に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。	4分の3以内	市町、社会福祉法人及び日本赤十字社
9	長崎県福祉資金貸付事業資金補助金	福祉資金貸付事業を促進することにより、生活が困難な者の経済的支援を図る。	補助対象者が行う福祉資金の貸付に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、内知事が別に定める。	10分の10以内	市町社会福祉協議会、母子会等

10	民生委員及び児童委員の改選に伴う市町民生委員推薦会運営費補助金	市町民生委員推薦会の円滑な運営を図る。	市町民生委員推薦会の運営に関する経費	予算の範囲内で知事が定める額	市町（中核市を除く。）
11	東北地方太平洋沖地震被災者一時貸付事業資金補助金	東北地方太平洋沖地震被災者等の経済的支援を図る。	補助対象者が行う東北地方太平洋沖地震被災者への一時貸付に要する経費	10分の10以内	市町社会福祉協議会
12	社会福祉・医療事業団福祉貸付金借入に対する利子補給補助金	社会福祉施設整備の推進と負担の軽減を図る。	社会福祉・医療事業団から借り入れた社会福祉施設整備資金の利子償還に要する経費	10分の10又は2分の1	社会福祉事業を行う者
13	長崎県更生保護施設整備事業費補助金	更生保護施設の整備を促進することにより更生保護事業の推進を図る。	補助対象者が行う施設老朽化対策事業に要する経費	予算の範囲内で知事が定める額	更生保護法人 長崎啓成会
14	長崎県新型コロナウイルス感染症セーフティ	新型コロナウイルス感染症への対応として緊	次に掲げる事業に要する経費 (1) 新型コロナウイルス感染症に対応した自殺防止対策事業 (2) 保護施設等の衛生管理体制確保支	4分の3以内 ((8)のアの場合は10分の10以内、	知事が適当と認める者

ネット強化 補助金	急に必要となる生活や住まい等に関する支援について、地域の実情に応じて、柔軟かつ機動的に実施することができるとするよう市町や民間団体等の取組を包括的に支援する。	援事業 (3) 保護決定等体制強化事業 (4) 生活困窮者自立支援の機能強化事業 (5) ひきこもり当事者等によるSNS等を活用したひきこもり支援充実事業 (6) 中核機関等の相談支援・体制整備におけるオンライン活用推進事業 (7) 条件不利地域での体制整備に向けた都道府県・市町村の共同・連携推進事業 (8) 官民連携による地域の生活困窮者支援体制構築のためのプラットフォーム整備事業 ア 地域の実情に応じた生活困窮者支援の連携体制等を検討するプラットフォーム整備事業 イ 支援ニーズ増大に対応した地域の民間団体に対する活動支援事業	(8)のイの場合には10分の10以内で、1民間団体あたり50万円を上限とする。))
--------------	---	---	--

医療政策課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	長崎県無医地区等健康管理事業交通費等補助金	無医地区等住民の健康診断を受けられる機会の確保を図る。	無医地区の住民の健康診断に当たり定期船の運賃の補助を行う場合の当該補助又は船舶借りに要する経費	2分の1以内	市町
2	長崎県病院群輪番制	初期救急医療施設及び	長崎県島原病院が県南地域の病院と共同して行う休日又は夜間診療に関する病院	予算の範囲内で知事が	長崎県病院企業団

	院運営費補助金	救急患者の搬送機関との円滑な連携体制のもとに、休日及び夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の医療の確保を図る。	群輪番制の運営に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。	別に定める基準による。	
3	長崎県救急医療対策事業補助金	救急医療施設の整備等を促進することにより、救急医療体制の充実を図る。	次に掲げる事業に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。 (1) 施設整備事業 ア 休日夜間急患センターとして必要な診察室、その他の施設及び附属設備等の新築又は増改築に要する経費 イ 病院群輪番制病院又は共同利用型病院として必要な診察室、その他の施設及び附属設備等の新築又は増改築に要する経費 ウ 病院群輪番制病院又は共同利用型病院の心臓病専門病室(CCU)として必要な病棟の新築、増改築又は改修に要する経費 エ 病院群輪番制病院又は共同利用型病院の脳卒中専用病室(SCU)として	(1) 0.66以内	市町 病院の開設者 (3)のイの場合に限る。)

			<p>必要な病棟の新築、増改築又は改修に要する経費</p> <p>(2) 設備整備事業</p> <p>ア 休日夜間急患センターとして必要な医療機器等の購入に要する経費</p> <p>イ 病院群輪番制病院又は共同利用型病院として必要な医療機器等の購入に要する経費</p> <p>ウ 病院群輪番制病院又は共同利用型病院の心電図受診装置の購入に要する経費</p> <p>エ 救命救急センターとして必要な医療機器等の購入に要する経費</p> <p>オ 救命救急センターのドクターカー及びドクターカーに搭載する医療機器等の購入に要する経費</p> <p>カ 救命救急センターの心電図受信装置の購入に要する経費</p> <p>(3) 施設運営事業</p> <p>ア 共同利用型病院の運営に要する経費</p> <p>イ 救急救命士の資格を有する救急隊員の病院実習受入促進事業の運営に要する経費</p>	(2)及び(3) 3分の2 ((3)のイ の場合は 10分の10) 以内	
4	長崎県救急医療協力病院運営費補助金	病院群輪番制方式による第二次救急医療体制を補完し、休	別に定める救急医療協力病院の救急医療の実施のために要する経費に対し補助対象事業者が補助する場合の当該補助に要する経費	2分の1	市町

		日及び夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の医療の確保を図る。			
5	長崎県地域災害拠点病院整備事業補助金	地域災害拠点病院を整備することにより、災害時の初期救急医療体制の充実強化を図る。	次に掲げる事業に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。 (1) 施設整備事業 ア 地域災害拠点病院として新築若しくは増改築する場合の補強又は既存建物の補強に要する経費 イ 備蓄倉庫の整備に要する経費 ウ 自家発電装置の整備に要する経費 エ 受水槽の整備に要する経費 オ ヘリポートの整備に要する経費 (2) 設備整備事業 地域災害拠点病院として必要な医療機器等の購入に要する経費	(1) 0.33 (耐震補強の場合は0.50)以内 (2) 3分の2以内	知事が指定する災害拠点病院の開設者
6	長崎県地域医療の充実のための遠隔医療設備整備事業費補助金	通信技術を活用した遠隔医療を実施することにより、医療の地域格差の解消、医療の質及び信	遠隔医療の実施に必要なコンピュータ一、付属機器等の購入に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。	2分の1以内	病院の開設者

		<p>頼性の確保を図る。</p>			
7	<p>長崎県医療施設近代化施設整備事業費補助金</p>	<p>医療資源の効率的な再編及び地域医療の確保に配慮しつつ、療養病床への転換整備を進めるとともに、病院における患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境等の改善及びへき地や都市部の診療所の円滑な承継のための整備等を促進し、もって医療施設の経営の確保を図る。</p>	<p>患者の療養環境、医療従事者の職場環境及び衛生環境の改善、並びに患者に対するサービスの向上等につながる病院（改修により療養病床を整備する場合を除く。）の新築、増改築又は改修に要する経費のうち次に掲げるもの。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。</p> <p>(1) 病棟の整備</p> <p>(2) 患者の療養環境、医療従事者の職場環境の改善等のための整備であって知事が適当と認めるもの</p> <p>(3) 電子カルテシステムの整備</p>	0.33以内	病院の開設者
8	<p>長崎県医療施設土砂災害</p>	<p>医療施設の耐震化又は</p>	<p>土砂災害危険か所に所在する医療機関として必要な新築、増改築に伴う外壁の補</p>	0.33以内	病院の開設者

	害防止施設整備費補助金	補強等を行うことにより、地震防災対策又は土砂災害の防止のための対策の強化を図る。	強又は既存建物に対する外壁の補強又は防護壁の設置等に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。		
9	長崎県がん診療施設整備事業補助金	がん診療施設の整備を促進することにより、がん診療に係る医療提供体制の充実を図る。	がんの診療に必要な施設及び設備の整備に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。	施設整備事業は0.33以内とし、設備整備事業は3分の1以内とする。	別に定める病院の開設者
10	長崎県医学的リハビリテーション施設整備事業補助金	公的病院が行う医学的リハビリテーションに係る医療提供体制の充実を図る。	医学的リハビリテーション施設として必要な施設及び設備の整備に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。	施設整備事業は0.33以内とし、設備整備事業は3分の1以内とする。	別に定める病院の開設者
11	長崎県共同利用施設整備事業補助金	開放型病棟又は共同利用を目的とした高額医療機器を整備すること	次に掲げる事業に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。 (1) 施設整備事業 共同利用施設又は地域医療支援病院の共同利用部門として必要な特殊診療棟及び開放型病棟の	(1) 0.33以内	共同利用施設又は地域医療支援病院の開設者

		により、共同 利用施設と して地域の 医療機関相 互の密接な 連係と機能 分担を促進 し、医療資源 の効率的活 用を図る。	新築又は増改築に要する経費 (2) 設備整備事業 共同利用施設又は 地域医療支援病院の共同利用部門とし て必要な医療機器の購入に要する経費	(2) 3分の1 (地域医 療支援病 院の場合 は3分の2) 以内	
12	長崎県感染 症指定医療 機関施設・設 備整備費補 助金	第1種感染症 指定医療機 関及び第2種 感染症指定 医療機関に おける感染 症患者受け 入れのため の施設及び 設備を整備 をすること により、地域 住民に対す る感染症の 予防及びま ん延の防止 に資すると ともに、公衆 衛生の向上	次に掲げる事業に要する経費。ただし、 補助対象経費の基準は、知事が別に定め る。 (1) 施設整備事業 第1種感染症指定医 療機関及び第2種感染症指定医療機関 の新築及び増改築 (2) 設備整備事業 第1種感染症指定医 療機関及び第2種感染症指定医療機関 の医療機器の購入	予算の範囲 内で知事が 別に定める 基準による。	第1種感染症 指定医療機関 及び第2種感 染症指定医療 機関

		に寄与する。			
13	長崎県感染症指定医療機関運営費補助金	第1種感染症指定医療機関並びに第2種感染症指定医療機関の運営の安定を確保することにより、地域住民に対する感染症の予防及びまん延の防止に資するとともに、公衆衛生の向上に寄与する。	次に掲げる事業に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。 (1) 第1種感染症指定医療機関運営事業 第1種感染症指定医療機関の運営に要する経費 (2) 第2種感染症指定医療機関運営事業 第2種感染症指定医療機関の運営に要する経費	予算の範囲内で知事が別に定める基準による。	第1種感染症指定医療機関及び第2種感染症指定医療機関
14	長崎県予防接種事故対策費県費補助金	補助対象者が行う健康被害調査を実施することにより、健康被害の予防に寄与する。	補助対象者が行う健康被害に関する調査に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。	4分の3	市町
15	長崎県がん診療連携拠点病院機能	県民が日常生活圏で質の高いが	がん診療連携拠点病院機能強化事業のために必要な経費	10分の10以内。ただし、予算の範囲	長崎県がん診療連携拠点病院

	強化事業費補助金	ん医療を受けることができる体制の確保を図る。		内で知事が定める額を限度とする。	
16	長崎県病床転換助成事業費補助金	療養病床の再編成により、医療の効率的な提供を推進し、もって、県民の高齢期における医療に要する費用の適正化を図る。	医療機関が行う医療療養病床等から知事が別に定める介護保険適用施設への転換（整備）に要する経費	予算の範囲内で知事が別に定める額	医療機関の開設者
17	長崎県在宅歯科診療設備整備事業補助金	在宅歯科医療機器等の設備を整備することにより、高齢者、寝たきり者等に対する歯科医療提供体制の充実を図る。	在宅歯科診療に必要な医療機器等の購入に要する経費	3分の2	市町及び医療機関の開設者
18	長崎県小児医療施設設置整備事業	小児医療及び新生児疾患の診断及	小児医療施設として必要な施設の整備に要する経費	予算の範囲内で知事が定める額	独立行政法人 国立病院機構 長崎医療セン

	費補助金	び治療を行う医療施設を整備することにより、地域における小児医療の水準の向上を図る。			ター
19	長崎県新型コロナウイルス等患者入院医療機関設備整備事業費補助金	新型コロナウイルス等発生時に、必要な医療資器材についてあらかじめ整備し、医療体制の強化を図る。	次に掲げる設備整備に要する経費 (1) 人工呼吸器及び付帯する備品 (2) 個人防護具 (3) 簡易陰圧装置等 (4) 簡易ベッド (5) 体外式膜型人工肺及び付帯する備品 (6) 簡易病室及び付帯する備品	予算の範囲内で知事が別に定める基準による。	知事が別に定める医療機関
20	長崎県医療施設耐震化臨時特例基金事業補助金	災害拠点病院等の医療機関の耐震整備を促進し、災害時において適切な医療提供体制の維持を図る。	耐震化を目的とした新築、増改築、耐震補強に要する工事費又は工事請負費（設計費及び取壊し経費を除く。）	2分の1	災害拠点病院、救命救急センター又は二次救急医療機関の開設者
21	長崎県周産期医療確保対策事業補助金	周産期母子医療センターの診療機	周産期母子医療センターの運営に要する経費	3分の1	周産期母子医療センター

	助金	能、病床数及び医師、看護師等の処遇改善を図る。			
22	長崎県地域医療再生臨時特例基金事業補助金	長崎県地域医療再生計画に基づく事業に助成を行い、医療機能の強化、安定した医療提供体制の構築を図る。	<ul style="list-style-type: none"> (1) 有川医療センター整備事業のリハビリ、透析関連施設の整備に要する経費 (2) 奈良尾病院整備事業の診療所移転新築に要する経費 (3) しまの医療スタッフネットワーク事業の実施に要する経費 (4) 医療研修環境整備事業に要する経費 (5) へき地病院再生研修センターの整備に要する経費 (6) 医療情報救急システム構築事業に要する経費 (7) 佐世保市立総合病院救命救急センター整備事業に要する経費 (8) 循環器救急医療体制整備に要する経費 (9) 救急画像伝送システム整備事業に要する経費 (10) 回復期リハビリ機能整備事業に要する経費 	<p>予算の範囲内で知事が別に定める額</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 長崎県病院企業団 (2) 長崎県病院企業団 (3) 長崎県病院企業団 (4) 長崎大学病院 (5) 平戸市 (6) 知事が 相当と認める者 (7) 佐世保市 (8) 知事が 相当と認める者 (9) 知事が 相当と認める者 (10) 知事が 相当と認める者

	(11) 医療連携体制整備検討事業に要する経費	(11) 知事が 適当と認める者
	(12) 救急医療体制整備検討事業に要する経費	(12) 知事が 適当と認める者
	(13) 地域医療支援センター運営事業に要する経費	(13) 知事が 適当と認める者
	(14) ドクターヘリ施設・設備整備事業に要する経費	(14) 国立病院機構長崎医療センター
	(15) 災害医療・外傷センター構築事業に要する経費	(15) 知事が 適当と認める者
	(16) がん検診等受診率向上対策事業に要する経費	(16) 市町
	(17) がん検診精度管理医師研修事業に要する経費	(17) 知事が 適当と認める者
	(18) 医療教育開発センター構築事業に要する経費	(18) 知事が 適当と認める者
	(19) 県南地域医療連携強化事業に要する経費	(19) 知事が 適当と認める者
	(20) 地域連携・在宅医療推進事業に要する経費	(20) 知事が 適当と認める者

			る者
		(21) 上対馬病院整備事業に要する経費	(21) 長崎県 病院企業団
		(22) 佐世保地域救急医療体制整備事業 に要する経費	(22) 知事が 適当と認め る者
		(23) 県北地域医療機関救急医療体制整 備事業に要する経費	(23) 知事が 適当と認め る者
		(24) 看護師等キャリア開発システム構 築事業に要する経費	(24) 知事が 適当と認め る者
		(25) がん放射線治療、がん診療離島中 核病院等設備整備事業に要する経費	(25) 知事が 適当と認め る者
		(26) 住民参加型地域医療向上事業に要 する経費	(26) 知事が 適当と認め る者
		(27) デリバリーヘリ整備事業に要する 経費	(27) 公益社 団法人地域 医療振興協 会
		(28) がん検診車等整備事業に要する経 費	(28) 財団法 人長崎県健 康事業団
		(29) がん検診促進、医療情報共有化事 業に要する経費	(29) 知事が 適当と認め る者
		(30) あじさいネット拡充事業に要する	(30) 知事が

	経費	相当と認める者
	(31) 糖尿病等地域連携システム構築事業に要する経費	(31) 知事が相当と認める者
	(32) 対馬いづはら、中対馬病院再編・整備事業に要する経費	(32) 長崎県病院企業団
	(33) 大学病院救命救急センターヘリポート整備事業に要する経費	(33) 長崎大学病院
	(34) 女性医師のための保育サポートシステムの構築事業に要する経費	(34) 知事が相当と認める者
	(35) 壱岐市民病院地域医療研修機能向上施設整備事業に要する経費	(35) 壱岐市
	(36) 長崎県北地域医療教育コンソーシアム事業に要する経費	(36) 知事が相当と認める者
	(37) しまの病院ワーキングママサポート事業に要する経費	(37) 知事が相当と認める者
	(38) 在宅医療支援検査データ共有システムに要する経費	(38) 知事が相当と認める者
	(39) 在宅医療専門診療サポートシステムに要する経費	(39) 知事が相当と認める者
	(40) 在宅医療推進団体支援事業に要する経費	(40) 知事が相当と認める者

			<p>(41) 長崎県在宅医療連携拠点事業に要する経費</p> <p>(42) ヘリポート設置整備事業に要する経費</p> <p>(43) 災害時支援事業に要する経費</p> <p>(44) 医療教育開発センター構築事業（震災影響対策）に要する経費</p> <p>(45) 奈留医療センター施設改修事業に要する経費</p> <p>(46) 対馬いづはら、中対馬病院再編・整備事業（震災影響対策）に要する経費</p> <p>(47) 小児の休日診療事業に要する経費</p> <p>(48) アイランドナースネットワーク事業に要する経費</p> <p>(49) 在宅療養体制推進事業に要する経費</p>		<p>(41) 知事が 適当と認める者</p> <p>(42) 長崎川 棚医療センター</p> <p>(43) 知事が 適当と認める者</p> <p>(44) 知事が 適当と認める者</p> <p>(45) 長崎県 病院企業団</p> <p>(46) 長崎県 病院企業団</p> <p>(47) 知事が 適当と認める者</p> <p>(48) 長崎県 病院企業団</p> <p>(49) 知事が 適当と認める者</p>
23	長崎県防災 訓練等参加 支援事業補 助金	災害時医療 技術の向上 及び関係機 関との連携	国の主催する総合防災訓練に参加したDMAT（災害派遣医療チーム）等の活動に必要な経費	10分の10以内	知事が適当と認める者

		強化を図る。			
24	長崎県がん 診療離島中 核病院機能 強化事業費 補助金	県民が日常 の生活圏内 で質の高い がん医療を 受けること ができる体 制の確保を 図る。	がん診療離島中核病院機能強化事業のために必要な経費	10分の10以 内	がん診療離島 中核病院
25	長崎県指定 がん診療連 携推進病院 機能強化事 業費補助金	県民が日常 の生活圏内 で質の高い がん医療を 受けること ができる体 制の確保を 図る。	長崎県指定がん診療推進病院機能強化事業のために必要な経費	10分の10以 内	長崎県指定が ん診療推進病 院
26	長崎県医療 施設耐震整 備事業補助 金	医療施設の 耐震化又は 補強等を行 うことによ り、地震発生 時における 適切な医療 提供体制の 維持を図る。	医療施設耐震整備として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する経費	2分の1以内	別に定める病 院の開設者
27	長崎県有床 診療所等ス プリンクラ	消防法施行 令（昭和36 年政令第37	補助対象者が行う消防設備（スプリンクラー及び自動火災報知設備）の整備に要する経費	2分の1（自動 火災報知設 備の整備に	スプリンクラ 一等が設置さ れていない病

	一等施設整備事業補助金	号) その他関係法令によりスプリンクラー、自動火災報知設備の設置が新たに義務付けられた有床診療所等又は設置義務は生じていないが自主的に整備を実施しようとする有床診療所等における防火対策を図る。		については予算の範囲内で知事が定める額)	院、病床を有する診療所及び入所施設を有する助産所
28	長崎県医療施設地球温暖化対策施設整備事業補助金	地球温暖化対策に資する病院及び診療所の整備を支援することにより、病院及び診療所における地球温暖化対策の	地球温暖化対策に資する整備に必要な工事費又は工事請負費	0.33以内	病院及び診療所の開設者

		取組を推進する。			
29	長崎県感染症外来協力医療機関設備整備事業費補助金	新たな感染症に備え、感染拡大の防止及び患者に対する適切な医療提供体制を確保し、感染症に迅速かつ適切に対応することを図る。	次に掲げる設備の整備に要する経費 (1) HEPAフィルター付空気清浄機(陰圧対応可能なものに限る) (2) HEPAフィルター付パーティション (3) 個人防護具 (4) 簡易ベッド	予算の範囲内で知事が別に定める基準による	医療機関及び診療所
30	長崎県小児・周産期医療施設設備整備事業補助金	周産期母子医療センターの設備を整備することにより、地域における小児・周産期医療の水準の向上を図る。	周産期母子医療センターに必要な設備の整備に要する経費	3分の2以内	周産期母子医療センター (地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)
31	長崎県小児・周産期医療施設設備整備事業補助金	周産期母子医療センターの施設を整備することにより、地	周産期母子医療センターに必要な施設の整備に要する経費	0.33以内	周産期母子医療センター (地方公共団体及び地方独立行政法人を

		域における 小児・周産期 医療の水準 の向上を図 る。			除く。)
32	長崎県アス ベスト除去 等整備事業 補助金	アスベスト 等が損傷、劣 化等により、 ばく露する おそれのあ る場所につ いて、除去、 囲い込み、封 じ込め等の 措置を推進 する。	アスベスト等の除去等に要する工事費又は工事請負費	0.33以内	病院の開設者 (普通地方公 共団体、特別 地方公共団 体、一般地方 独立行政法人 及び特定地方 独立行政法人 を除く。)
33	長崎県在宅 人工呼吸器 使用者非常 用電源整備 事業補助金	訪問診療が 必要な人工 呼吸器使用 患者が使用 する人工呼 吸器が長期 停電時にお いても稼動 できるよう、 停電時に備 えて患者に 貸し出せる 簡易自家発	長期の停電時に貸し出せる簡易自家発電装置等の購入に要する経費	2分の1以内	訪問診療が必 要な人工呼吸 器使用患者を 診察している 医療機関

		電装置等を整備し、災害時においても患者の生命を維持できる体制を整備する。			
34	長崎県外国人患者受入れ環境整備等推進事業補助金	外国人患者が安心して医療機関を受診できるように、医療機関に通訳機能等を備えたタブレット端末等を整備する。	医療機関における通訳機能等を備えたタブレット端末等の整備事業に要する経費	2分の1以内	外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関（選出予定のものを含む。）
35	長崎県小児死亡事例に対する死亡時画像診断に係る撮影経費補助金	厚生労働省死亡時画像読影技術等向上研修事業の一環として、日本医師会が受託者として行う小児死亡事例に対する死亡時画像診断モデ	小児死亡事例を対象とした死亡時の画像撮影（CT、MRI等）に要する経費	1件当たり5万4,000円以内	小児死亡事例に対する死亡時画像診断モデル事業に参加登録を行い、日本医師会の確認を受けた県内の医療機関

		ル事業において、小児死亡事例に対する死亡時画像診断の情報の収集に協力し、もって死因究明体制の整備を図る。			
36	長崎県新型コロナウイルス感染症検査実施機関設備整備事業費補助金	新型コロナウイルス発生時に、検査体制の不足が生じ迅速な検査が提供できなくなることに対応するために、必要な資器材について整備し検査体制の強化を図る。	次に掲げる資器材の整備に要する経費 (1) 次世代シーケンサー (2) リアルタイムPCR装置（全自動PCR検査装置を含む。） (3) 等温遺伝子増幅装置 (4) 全自動化学発光酵素免疫測定装置 (5) 検診車両（撮影機器を含む。）	予算の範囲内で知事が定める額	新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関等
37	長崎県新型コロナウイルス感染症医療体制等緊急整備事業	新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要と	次に掲げる事業に要する経費 ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。 (1) 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口設置事業	予算の範囲内で知事が定める額	知事が適当と認める者

業補助金	なる感染拡大防止や医療提供体制の整備等を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> (2) 新型コロナウイルス感染症対策事業 (3) 新型コロナウイルス重症患者を診察する医療従事者派遣体制の確保事業 (4) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業 (5) 新型コロナウイルス感染症の影響に対応した医療機関の地域医療支援体制構築事業 (6) 新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関等に対する継続・再開支援事業 (7) 医療機関における新型コロナウイルス感染症の外国人患者受入れのための設備整備事業 (8) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業 (9) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関等施設・設備整備事業 (10) 新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業 (11) DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業 (12) 新型コロナウイルス感染症スクリーニング事業 (13) 重症患者対応医療機関等施設・設備整備等支援事業 (14) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等における外国人患者の 		
------	---------------------------	---	--	--

			<p>受入れ体制確保事業</p> <p>(15) 帰国者・接触者外来等設備整備事業</p> <p>(16) 新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業</p>		
38	長崎県災害時歯科保健医療提供体制整備事業補助金	災害時における歯科保健医療提供体制の確保充実を図る。	避難所等における歯科保健活動の実施に必要な医療機器等の購入に要する経費	10分の10以内	一般社団法人長崎県歯科医師会
39	感染症対策医療提供体制強化事業費補助金	がん治療を安定的に提供できる体制を確保する。	長崎医療センターの遠隔操作密封小線源治療装置(RALS)の導入に要する経費	予算の範囲内で知事が定める額	国立病院機構長崎医療センター
40	長崎県基幹災害拠点病院整備事業補助金	災害医療支援機能を有し、24時間対応可能な救急体制を確保する基幹災害拠点病院を整備することにより、災害時の医療の確保を図る。	次に掲げる事業に要する経費 ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。 (1) 施設整備事業 (2) 設備整備事業	(1) 0.33 (耐震補強の場合は0.50) 以内 (2) 3分の2以内	知事が指定する基幹災害拠点病院の開設者
41	長崎県医療施設耐震化	医療機関における耐震	医療機関における耐震診断に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知	3分の2以内	知事が別に定める者

	促進事業補助金	診断に要する経費を補助することにより、安全性の向上と震災時における医療体制の確保を図る。	事が別に定める。		
42	長崎県PCR等検査無料化事業補助金	ワクチン・検査パッケージ等の利用のために必要な検査及び感染拡大の傾向が認められる場合に知事の要請に応じて住民が受ける検査に要する経費を支援することにより、感染症対策と日常生活の両立を図る。	次に掲げる事業に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。 (1) 検査費用支援事業 (2) 検査体制整備支援事業	10分の10以内	知事が適当と認める者
43	長崎県医療	原油価格・物	医療機関等が負担する電気代に要する経	2分の1以内	医療機関等の

機関電気料 高騰緊急支 援事業補助 金	価高騰の影 響を受けた 医療機関等 の負担軽減 を図ること により、安定 的な医療の 提供の確保 を図る。	費	開設者（普通 地方公共団 体、一般地方 独立行政法人 及び特定地方 独立行政法人 を除く。）
------------------------------	---	---	--

感染症対策室関係

	補助金の名 称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	長崎県造血 幹細胞移植 後における 予防接種の 再接種費用 助成事業費 補助金	感染症のま ん延防止及 び再接種を 受ける者の 経済的負担 の軽減のた め、県内市町 が実施する 造血幹細胞 移植後にお ける予防接 種の再接種 費用助成制 度に対して 支援を行う ことで、助成 制度の拡充	市町が当該市町に住所を有する対象者に対し、対象ワクチン接種費用の助成に要する経費	2分の1	市町

を図る。

医療人材対策室関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	長崎県へき地医療対策費補助金	へき地医療の拠点となる病院及び診療所の運営の安定を確保することにより、無医地区等における住民の医療の確保を図る。	次に掲げる事業に要する経費 (1) へき地医療拠点病院運営事業無医地区等への巡回診療、へき地診療所等への医師の派遣等の医療活動その他へき地医療拠点病院の運営に要する経費 (2) へき地診療所運営事業へき地診療所における医療活動その他へき地診療所の運営に要する経費	(1) 10分の10以内 (2) 3分の2(別に定める事業は3分の1)以内	知事が指定するへき地医療拠点病院の開設者、市町及び民間のへき地診療所の開設者
2	長崎県へき地診療所施設整備費補助金	へき地に所在する診療所の施設の整備を促進することにより、無医地区等における住民の医療の確保を図る。	次に掲げる事業に要する経費 (1) へき地診療所(医師住宅及び看護師住宅を含む。)の新築、増改築及び改修(へき地診療所への用途変更の場合で、既存の建物の改修を除く。)に要する経費 (2) へりポートの整備に要する経費	2分の1以内	市町及び民間のへき地診療所の開設者
3	長崎県へき地医療拠点病院設備整備費補助金	へき地医療の拠点となる病院の医療機器の設	へき地医療拠点病院として必要な医療機器の購入に要する経費	予算の範囲内で知事が定める基準による。	知事が指定するへき地医療拠点病院の開設者

		備整備を促進することにより、無医地区等における住民の医療の確保及び医療の地域格差の解消を図る。			
4	長崎県へき地診療所設備整備費補助金	へき地診療所の医療機器の設備整備を促進することにより、無医地区等における住民の医療の確保を図る。	へき地診療所として必要な医療機器の購入に要する経費	2分の1以内	市町及び民間のへき地診療所の開設者
5	長崎県離島医師確保補助金	離島の医療機関の医師を確保することにより、離島における住民の医療の確保を図る。	医師の給与に係る経費であって、知事が別に定める基準に該当するもの	2分の1以内	離島で医療機関を開設する市町又は地方独立行政法人
6	長崎県救急患者輸送確保	離島の救急患者の本土	離島の救急患者を本土の病院へ搬送するため、医師、看護師等が航空機等に搭乗	2分の1	離島に医療機関がある市町

	保対策費補助金	病院への搬送に関わる医師、看護師等を確保することにより、離島の救急医療の確保を図る。	する場合に要する経費		
7	長崎県事業協力病院運営費補助金	へき地診療所等へ医師を派遣することにより、離島、へき地等における医療の確保を図る。	へき地診療所等に医師を継続的に派遣している別に定める事業協力病院の当該医師派遣に要する経費	予算の範囲内で知事が定める額	病院の開設者
8	長崎県産科医等確保支援事業補助金	分娩を取り扱う産科及び産婦人科の医師並びに助産師の処遇の改善を図る。	分娩手当等に対する助成に要する経費	3分の1	市町及び分娩を取り扱う施設の開設者
9	長崎県救急勤務医支援事業補助金	休日及び夜間において救急医療に従事する医師の処遇の改善を図る。	救急勤務医手当等に対する助成に要する経費	3分の1	市町及び救急病院の開設者

10	長崎県外国人看護師候補者就労研修支援事業補助金	外国人看護師候補者の受入れを行った施設に対し、日本で就労するうえで必要な日本語能力の習得及び受入れる施設の研修体制の充実を図る。	外国人看護師候補者就労研修支援事業の実施に必要な経費	予算の範囲内で知事が別に定める基準による。	病院等の開設者及び知事が適当と認める者
11	長崎県女性医師等就労環境整備事業補助金	医療機関における仕事と家庭の両立ができる働きやすい職場環境の整備を行い、女性医師等の復職支援及び離職防止を図る。	職場環境の整備に要する経費	2分の1。ただし、100万円を限度とする。	病院の開設者
12	長崎県専門医認定支援事業補助金	新たな専門医の仕組みが円滑に構築されるよう、研修を行う	新たな専門医の仕組みにおける専門医の養成プログラムの認定基準を踏まえた、地域医療に配慮した次に掲げるいずれかの専門医の養成プログラムの作成に要する経費	2分の1以内	医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づき許可を受け

		う医療機関 に対する専 門医の養成 プログラ ムの作成の支 援を行うこ とにより、専 門医の質の 一層の向上 及び医療提 供体制の改 善を図る。	(1) 総合診療専門医の養成プログラム (2) 初期診療が地域で幅広く求められる診療領域で都市部と地域を循環させる内容の養成プログラム		た病院若しく は診療所又は 同法第8条の 規定に基づき 届出をした診 療所の開設者
13	長崎県巡回 診療航空機 運営費補助 金	無医地区等 の住民に対 し、ヘリコプ ターを活用 した巡回診 療を行うこ とにより、当 該地域にお ける安定的 な医療の確 保及び医療 水準の向上 を図る。	ヘリコプターにより離島病院等へ派遣された特定診療科の医師が無医地区等の住民に対し巡回診療を行う場合のヘリコプターの運航に要する経費	予算の範囲 内で知事が 別に定める 基準による。	市町等
14	長崎県実践 的手術手技 向上研修実 施機関設備	遺体を使用 した手術手 技向上のた めの研修を	実践的手術手技向上研修実施機関として 必要な医療機器等の購入費	予算の範囲 内で知事が 別に定める 基準による。	実践的手術手 技向上研修実 施機関

	整備補助金	支援し、医療技術及び医療安全の向上を図る。			
15	長崎県産科医療機関設備整備費補助金	離島へき地において、産科医療機関で分娩に必要な設備を整備することにより、地域医療の確保を図る。	産科医療機関として必要な医療機器等の購入費	予算の範囲内で知事が別に定める基準による。	産科医療機関開設者
16	長崎県病院内保育所運営事業補助金	医療従事者の離職防止及び再就業を促進するとともに、医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある集団保育が困難な児童の保育に資する。	補助対象者が、その職員等の乳児又は幼児に対し必要な保護を行うために設置する保育所の運営に要する経費	予算の範囲内で知事が別に定める基準による。	日本赤十字社及び社会福祉法人恩賜財団済生会
17	勤務医の労	地域医療を	勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資	予算の範囲	別に定める医

	働時間短縮 体制整備事 業補助金	確保しつつ、 勤務医の労 働環境の改 善を図る。	する事業の実施に要する経費	内で知事が 別に定める 基準による。	療機関
18	感染管理認 定看護師養 成事業補助 金	感染制御等 感染症専門 の看護人材 を育成し、新 型コロナウ イルス感染 症等感染症 対策の強化 を図る。	感染管理認定看護師教育課程の受講に要 する経費。ただし、補助対象経費の基準 は、知事が別に定める。	予算の範囲 内で知事が 別に定める 基準による。	病院の開設者 又は管理者
19	長崎県医療 従事者実習 時感染予防 対策実施支 援事業補助 金	医療機関、高 齢者施設等 で実習を行 う医療系職 種の学生が 実習前又は 実習中に受 検するPCR等 検査費用を 支援し、新型 コロナウイ ルス感染症 の施設内感 染の防止を 図る。	医療機関、高齢者施設等で実習を行う医 療系職種の学生が実習前又は実習中に受 検するPCR等検査に要する経費。ただし、 補助対象経費の基準は、知事が別に定め る。	予算の範囲 内で知事が 別に定める 基準による。	別に定める医 療系職種を養 成する県内学 校又は養成所
20	長崎県看護	地域でコロ	看護職員等の処遇改善を行うために必要	予算の範囲	別に定める医

	職員等処遇改善事業補助金	ナ医療など一定の役割を担う医療機関において働く看護職員等の処遇改善を図る。	な経費等	内で知事が別に定める基準による。	療機関
21	長崎県遠隔専門診療支援推進事業補助金	離島・へき地において住民が住み慣れた地域で必要な医療を受ける体制を確保するため、遠隔専門診療を行うために必要なネットワーク機器等の整備を行う医療機関を支援する。	遠隔専門診療を行うために必要なネットワーク機器等の整備に要する経費	10分の10	離島・へき地においてネットワークを活用した専門外来を開設する医療機関及び本土において遠隔専門診療支援を行う医療機関

薬務行政室関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	骨髄移植支援事業補助	ボランティア活動を支	骨髄ドナー登録及び骨髄移植支援に必要な経費	10分の10以内	長崎県骨髄バンク推進連絡

	金	援すること によって、骨 髄移植の促 進を図る。			会議
2	長崎県在宅 医療提供拠 点薬局整備 事業補助金	高い無菌性 が求められ る注射薬や 輸液などを 身近な薬局 で調剤でき る体制を構 築し、がん患 者等の在宅 医療の推進 を図る。	無菌調剤室の設置等に必要施設整備費	10分の10以 内。ただし、 予算の範囲 内で知事が 定める額を 限度とする。	長崎県薬剤師 会及び郡市薬 剤師会
3	長崎県新型 コロナウイ ルス感染症 対策薬局強 化事業支援 金	発熱患者や PCR検査希望 者等からの 相談を受け 付ける体制 を整備し、新 型コロナウ イルス感染 予防の強化 を図る。	指定薬局への支援金の支給に要する経費	10分の10以 内	知事が指定す る保険薬局
4	長崎県骨髄 等移植ドナ ー支援市町 補助事業補	骨髄・末梢血 幹細胞移植 の推進を図 る。	骨髄ドナーに対する助成を行う市町の事 業に要する経費	2分の1以内	市町

助金				
----	--	--	--	--

国保・健康増進課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	長崎県健康事業団新築工事借入金利子助成金	県下唯一の総合検診機関である補助対象者の経営の安定を図ることにより、県民の健康増進及び疾病の早期発見に資する。	長崎県健康事業団の移転新築工事のための借入金に対する利子の償還に要する経費	10分の10以内	公益財団法人長崎県健康事業団
2	長崎県臓器移植対策事業補助金	臓器移植の普及啓発活動を行い、臓器移植の円滑な推進を図る。	臓器移植の円滑な推進を図るための連絡調整者である長崎県臓器移植コーディネーターの活動及び普及啓発に要する経費	10分の10以内	公益財団法人長崎県健康事業団
3	長崎県へき地診療所設備整備費補助金	へき地医療を確保するため、へき地診療所として必要な医療機器の整備及び患者輸送車の購入	へき地診療所として必要な医療機器の整備及び患者輸送車の購入に必要な経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。	2分の1以内	市町等

		入を行う。			
4	長崎県へき地診療所施設整備費補助金	へき地医療を確保するため、へき地診療所として必要な診療所及びその医師の住宅等の新築、購入及び増改築を行う。	次に掲げる事業に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。 (1) へき地診療所の新築、増築、改築及び改修に要する経費 (2) ヘリポートの整備に要する経費	2分の1以内	市町等
5	長崎県健康増進事業費補助金	県民の健康増進を図る。	健康増進法（平成14年法律第103号）第173条第1項及び第19条の2の規定により行う事業（健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号）第4条の2第6項に係る事業を除く。）に要する経費	3分の2以内 （肝炎ウイルス検診を 知事が定める者に対して実施する場合において、別に定める経費にあつては10分の10以内）	市町
6	長崎県難病患者就労支援事業費補助金	難病患者の一般就労・復職、就業後のフォローアップなど、難病患者の就労支援を行う	難病患者就労支援協議会の運営経費及び難病患者の就労支援を専門に行う就労支援員の活動経費	10分の10以内	NPO法人長崎県難病連絡協議会

		う。			
7	長崎県臨床 調査個人票 電子化等推 進事業費補 助金	特定医療費 支給事務に おける臨床 調査個人票 の電子化を 推進するこ とにより、医 療提供体制 の充実を図 る。	特定医療費支給事務における臨床調査個人票の電子化等の環境整備に要する経費	2分の1以内	難病指定医等 が勤務する医 療機関

長寿社会課関係

	補助金の名 称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は 額	補助対象者
1	長崎県介護 保険低所得 者特別対策 事業費補助 金	介護保険制 度の円滑な 運営を図る。	低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額を軽減するための次に掲げる事業に要する経費 (1) 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業 (2) 社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業 (3) 離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業 (4) 中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担額軽減措置事業	4分の3	市町及び一部 事務組合
2	長崎県明る い長寿社会 づくり推進	高齢者の社 会活動を促 進し、生きが	高齢者スポーツ大会の開催、長寿大学の運営等、補助対象者が実施する「明るい長寿社会づくり推進機構事業」及び「元	10分の10以 内	公益財団法人 長崎県すこや か長寿財団

	機構運営事業費等補助金	いづくり及びスポーツ健康づくりを推進する。	「気高齢者の活躍促進事業」に要する経費		
3	長崎県老人クラブ連合会運営費補助金	長崎県老人クラブ連合会の活動の促進を図り、老人福祉の増進に資する。	長崎県老人クラブ大会の開催、老人クラブリーダー等研修会等の実施その他老人福祉の増進に知事が適当と認める事業に要する経費	10分の10以内	公益財団法人長崎県老人クラブ連合会
4	長崎県認知症高齢者地域支え合い事業費補助金	地域における認知症に対する理解及び支援体制の整備を推進する。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 認知症地域支え合い体制等研修会 (2) 相談普及啓発事業 (3) 認知症高齢者地域支援連絡会の実施等 (4) 若年性認知症意見交換会の実施	10分の10以内	公益社団法人認知症の人と家族の会長崎県支部
5	長崎県高齢者在宅福祉事業費補助金	在宅福祉事業を推進することにより、高齢者の福祉の増進を図る。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 高齢者地域福祉推進事業費 ア 老人クラブ事業 イ 市町老人クラブ連合会事業 ウ 県老人クラブ連合会事業 エ その他の生きがい、健康づくり及び社会参加の促進を目的とする事業 (2) 特別事業費 ア 被災高齢者等把握事業	(1) 3分の2（ウ及びエの場合は、10分の10以内） (2) ア 10分	(1) 市町（中核市を除く。） 公益財団法人長崎県老人クラブ連合会（ウ及びエの場合に限る。） (2) 市町（中核市を除く。）

			イ 老人福祉の適正な運営に必要な事業 補助対象者が知事の承認を受けて実施する特別事業に要する費用の実際の支出額	の10以内 イ 2分の1	く。)
6	長崎県老人福祉関係社会福祉施設整備費補助金等	老人福祉施設等の施設整備の促進を図り、福祉の向上に資する。	次に掲げる老人福祉施設等の施設整備等に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。 (1) 養護老人ホーム (2) 特別養護老人ホーム (3) 軽費老人ホーム (4) 介護老人保健施設	10分の10以内	市町、医療法人及び社会福祉法人
7	長崎県軽費老人ホーム事務費補助金	居宅において生活することが困難な老人に日常生活上必要な便宜を供与し、老人福祉の向上を図る。	軽費老人ホームの運営に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。	10分の10以内	社会福祉法人等
8	認知症介護指導者養成研修事業等後方支援費補助金	認知症指導者の養成を促進し、認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図る。	認知症介護指導者養成等研修に要する経費	10分の10以内	知事が適当と認めた受講者を雇用する法人等
9	長崎県介護保険事業費	介護保険制度の円滑な	補助対象者、事業者等で構成される事業推進委員会の設置及び試行的事業の検	4分の3	市町（中核市を除く。）

	補助金	施行に資する。	討、実施、評価等に要する経費		
10	長崎県地域 介護・福祉空 間整備事業 費補助金	地域におけ る高齢者施 設等の非常 用自家発電 設備整備等、 水害対策強 化事業及び 換気設備設 置事業を推 進し、老人福 祉の向上を 図る。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 高齢者施設等の非常用自家発電設 備整備事業 (2) 高齢者施設等の給水設備整備事業 (3) 高齢者施設等の水害対策強化事業 (4) 高齢者施設等における換気設備設 置事業	(1)、(2)及び (3) 4分 の3以内 (4) 10分の 10以内	民間事業者
11	長崎県地域 支え合い体 制づくり事 業費補助金	地域におけ る支え合い 体制の構築 を図る。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 地域の支え合い活動の立ち上げ支 援事業 (2) 地域活動の拠点整備 (3) 人材育成	10分の10	市町及び一部 事務組合その 他知事が適当 と認める団体
12	長崎県老人 福祉施設ス プリンクラ ー緊急整備 利子助成金	スプリンク ラーを設置 していない 老人福祉施 設における 防火対策を 推進する。	スプリンクラー整備のための借入金に対 する利子の償還に要する経費	10分の10	社会福祉法人 等
13	長崎県介護 保険苦情処 理業務支援	介護保険制 度に対する 苦情処理を	介護保険制度の苦情処理業務に要する経 費。ただし、補助対象経費の基準は、知 事が別に定める。	10分の10以 内	長崎県国民健 康保険団体連 合会

	事業費補助金	行うことにより、制度の円滑かつ適正な実施を図る。			
14	長崎県介護福祉士修学資金等貸付事業費補助金	介護人材の確保及び再就職のための準備金及び修学費用等の貸付けを行うことにより、地域の福祉及び介護に関わる人材の育成、確保並びに定着を支援する。	再就職準備金の貸付け、障害福祉分野就職支援金の貸付け、介護福祉士修学資金の貸付け、福祉系高校修学資金返還充当金の貸付け及び実務者研修受講者への貸付けに必要な原資並びに貸付業務に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。	予算の範囲内で知事が別に定める額	知事が適当と認める者
15	社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金	社会福祉施設職員等退職手当共済制度に基づく掛金に要する費用の一部の助成を通じて社会福祉事業の振興に寄	毎事業年度別に定める額に当該事業年度の初日における県内の社会福祉施設職員等（被共済職員である者に限る。）の数を乗じて得た額	10分の10以内	独立行政法人福祉医療機構

		与する。			
16	長崎県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金（介護分）	感染症対策を継続的に行いつつ、必要な介護サービスを提供する体制を構築するための支援を行う。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業 (2) 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業 (3) 在宅サービス事業所における環境整備への助成事業	10分の10以内	知事が適当と認める者
17	感染症対策に資する介護ロボット等導入促進事業補助金	介護ロボット等の普及により、介護施設の職員や利用者間の接触の機会を減らし、感染症を防止する。	介護施設への介護ロボット等導入に要する経費	4分の3以内	社会福祉法人等
18	長崎県新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金	介護サービス事業所・介護施設等が、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービス	次に掲げる事業に要する経費 (1) 介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業 (2) 介護サービス事業所等との連携支援事業	予算の範囲内で知事が別に定める額	知事が適当と認める者

		を継続して提供できるよう、通常の介護サービスの提供時では想定されない、かかり増し経費等を支援する。			
19	長崎県高齢者入所施設等新型コロナウイルス感染症スクリーニング事業費補助金	高齢者施設において、新型コロナウイルスの施設内感染を未然に防止する。	入所系の高齢者施設等への新規入所者等に対して、新型コロナウイルス感染症のPCR検査等の費用を助成	予算の範囲内で知事が別に定める額	知事が適当と認める者
20	長崎県介護・福祉従事者実習時感染予防対策実施支援事業補助金	高齢者又は障害者施設、医療機関等で実習を行う介護・福祉系職種の学生が実習前又は実習中に受検するPCR等検査費用を支援し、	高齢者又は障害者施設、医療機関等で実習を行う介護・福祉系職種の学生が実習前又は実習中に受検するPCR等検査に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。	予算の範囲内で知事が別に定める基準による。	介護福祉士、社会福祉士及び精神保健福祉士を養成する県内学校又は養成所

		新型コロナ ウイルス感 染症の施設 内感染の防 止を図る。			
21	長崎県介護 職員処遇改 善支援事業 補助金	介護職員等 の処遇改善 を図る。	介護職員等の処遇改善を行うために必要 な経費	予算の範囲 内で知事が 別に定める 基準による。	民間事業所
22	介護ロボッ ト・ICT等活 用人材育成 事業補助金	介護事業所 等において、 介護ロボッ ト、ICT等の デジタル機 器を効果的 に活用でき る人材の育 成を図る。	介護事業所等が行う介護ロボット、ICT 等のデジタル機器活用の研修の実施に要 する経費	3分の2以内	社会福祉法人 等

障害福祉課関係

	補助金の名 称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は 額	補助対象者
1	人工透析患 者通院支援 事業補助金	補助対象者 の運営の安 定を図るこ とにより、人 工透析を必 要とする障 害者の通院 の支援に資	人工透析患者の通院を支援する補助対象 者の運営に要する経費	予算の範囲 内で知事が 別に定める 額	人工透析患者 通院介護支援 センター

		する。			
2	障害者スポーツ活動等振興事業補助金	障害者スポーツの普及及び振興を図ることにより、障害者の心身の健康維持及び体力増進を図り社会参加を推進する。	次に掲げる経費 (1) 補助対象者が実施するスポーツ大会の開催に要する経費 (2) 障害者団体が実施する県外のスポーツ大会への参加に要する経費 (3) 補助対象者の加盟団体が実施するスポーツ教室、指導者又は審判員の養成事業に要する経費 (4) 全国障害者スポーツ大会九州ブロック予選会への参加に要する経費 (5) 全国障害者スポーツ大会九州ブロック予選会出場団体の活動に要する経費その他知事が必要と認める経費	予算の範囲内で知事が別に定める額	長崎県障害者スポーツ協会
3	長崎県愛の福祉事業振興補助金	障害者及び障害児の福祉の増進を図る。	次に掲げる事業に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は知事が別に定める。 (1) 障害者及び障害児の自立更生のための援助事業 (2) 地域福祉活動の向上に寄与すると認められる事業 (3) 県民の社会福祉の意識の高揚に寄与すると認められる事業 (4) 福祉の振興のため知事が特に必要と認める事業	10分の10以内	知事が適当と認める者
4	長崎県身体障害者補助犬育成事業補助金	視覚障害者等の就労、日常生活の向上等社会活	事業実施年度中に補助犬の貸与が完了し、長崎県内に1年以上居住する視覚障害者等が使用を開始した当該補助犬の育成（候補犬の購入費及び身体障害者補助犬	10分の10以内	訓練事業者

		動への参加の促進を図る。	法第16条に基づく指定法人による補助犬の認定料を含む。)に要する経費		
5	長崎県身体障害者福祉活動推進事業補助金	障害者福祉活動推進員を設置し、障害者福祉の増進に資する。	活動推進員の活動に要する経費	予算の範囲内で知事が別に定める額	一般社団法人長崎県身体障害者福祉協会連合会
6	長崎県障害者団体研修費助成事業補助金	障害者の社会参加の促進を図る。	障害者の社会活動を促すための研修会等の実施に要する経費	予算の範囲内で知事が別に定める額	一般社団法人長崎県身体障害者福祉協会連合会、一般社団法人長崎県手をつなぐ育成会
7	長崎県障害者社会参加推進センター運営費補助金	障害者の自立生活と社会参加の推進について中核的役割を担う補助対象者の運営の安定を図り、身体障害者の福祉の増進に資する。	補助対象者の運営に要する経費	予算の範囲内で知事が別に定める額	長崎県障害者社会参加推進センター
8	長崎県障害者芸術	障害者芸術	補助対象者が開催する長崎県障害者芸術	予算の範囲	長崎県障害者

	者芸術祭開催事業費補助金	祭の開催を通じ障害者の文化及び芸術活動の振興を図り、障害者の社会参加の促進に資する。	祭に要する経費	内で知事が別に定める額	社会参加推進センター
9	長崎県福祉医療費補助金 (障害者にかかる部分)	障害者の福祉の増進を図る。	補助対象者が障害者にかかる補助を行う場合の当該補助に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は知事が別に定める。	2分の1以内	市町
10	長崎県授産活動等支援事業費補助金	授産施設等における授産活動の拡大等を支援することを図る。	授産施設における新商品の開発、商品の販路の開拓等のための指導、助言等に要する経費	3分の2以内。 ただし、200万円を限度とする。	授産施設（中核市に存在するものを除く。）の設置者等
11	長崎県障害福祉関係社会福祉施設整備費補助金	障害者福祉の向上を図る。	障害福祉関係施設で知事が別に定める施設の整備に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。	4分の3以内	社会福祉法人
12	長崎県精神障害者社会復帰施設運営事業補助金	精神障害者の社会復帰及び社会参加の促進を図る。	精神障害者生活訓練施設、精神障害者通所授産施設（小規模通所授産施設を除く。）その他の精神障害者社会復帰施設の運営に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。	10分の10以内	市町、社会福祉法人等

13	長崎県精神科救急医療システム整備事業補助金	救急医療を必要とする精神障害者のために精神科救急医療体制の確保を図る。	精神科救急医療情報センターの運営に要する経費。ただし補助対象経費の基準は知事が別に定める。	10分の10以内	長崎県病院企業団
14	長崎県しまの精神医療特別対策事業運営費補助金	精神科無医地区である上五島地域において精神保健医療対策の充実を図る。	精神科医師による長崎県上五島病院で行う外来診療及び上五島保健所で行う精神保健相談に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。	10分の10以内	長崎県病院企業団
15	長崎県障害者スポーツ協会運営費補助金	障害者スポーツの普及及び振興を図るとともに心身の健康維持及び体力向上を図り、もって社会参加の推進に資する。	補助対象者の運営に要する経費	予算の範囲内で知事が別に定める額	長崎県障害者スポーツ協会
16	長崎県地域生活支援事業費等補助金	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支	市町村地域生活支援事業等の実施に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は知事が別に定める。	4分の1	市町

		<p>援するため の法律（平成 17年法律123 号）に基づ き、障害者及 び障害児が 基本的人権 を享有する 個人として の尊厳にふ さわしい日 常生活又は 社会生活を 営むことが できるよう、 地域の特性 や利用者の 状況に応じ た柔軟な事 業形態によ る事業を計 画的に実施 することに より、障害者 及び障害児 の福祉の増 進を図る。</p>			
17	いのちの電 話活動支援	「長崎いの ちの電話」の	次に掲げる事業に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定め	10分の10以 内	社会福祉法人 「長崎いのち

	事業費補助金	24時間相談体制の構築を図ることにより、自殺対策を推進する。	る。 (1) 相談員養成のための研修 (2) 募集パンフレット等の作成及び配布		の電話」
18	長崎県就労意欲促進事業費補助金	入所施設で生産活動に従事している者の就労意欲の向上と自立を促進する。	補助対象者が入所施設で生産活動に従事していた低所得者の就労意欲の向上と自立を促進するために、就労意欲促進給付金を給付した場合の当該給付に要する経費	4分の3以内	市町
19	長崎県精神科救急医療センター運営事業補助金	重度の症状を呈する精神科急性期患者に対し、良質な医療を効率的に提供できる第三次救急医療体制の確保を図る。	精神科救急医療センターの運営に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。	10分の10以内	長崎県病院企業団
20	長崎県障害福祉サービス事業者コスト対策補助金	障害者自立支援法の施行に伴い増加した事務費の一部を助成するこ	事業所の既存の請求事務処理等システムの改良に要する経費	10分の10以内	社会福祉法人等

		とにより、事業者の新体系への円滑な移行及び定着を図る。			
21	精神障害者 相談支援事業 補助金	精神障害者が同じ障害をもつ者からの相談に応じ、必要な助言及び支援を行うことができるよう相談担当者育成し、障害者同士の支援を推進する。	相談担当者を育成し、支援方法を習得するための研修等に要する経費	10分の10以内	長崎県精神障害者団体連合会
22	長崎県重度 訪問介護等 の利用促進 に係る市町 支援事業補 助金	重度障害者の地域生活を支援する。	重度訪問介護等の訪問系サービスの実施に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は知事が別に定める。	4分の3以内	市町
23	長崎県福祉 の支援を必 要とする矯 正施設等を 退所した障	矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行を促進	矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行の支援（保護観察所その他関係機関からの受入れの依頼を受け、その他調整を行った場合に限る。）に要する経費	予算の範囲内で知事が別に定める額	施設入所支援事業所、宿泊型自立訓練事業所、共同生活介護事業所

	被害者の地域 移行支援事 業補助金	する。			又は共同生活 援助事業所の 運営法人
24	いのちの電 話支援強化 事業費補助 金	自殺対策を 推進するた め、補助対象 者に対する 支援を強化 し、24時間相 談体制の整 備を一層推 進する。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 養成講座に係る受講料の助成 (2) 設備整備	10分の10以 内	社会福祉法人 「長崎いのち の電話」
25	市町自殺対 策推進事業 費補助金	地域の状況 に応じた自 殺対策を実 施する市町 を支援する ことにより、 自殺対策を 推進する。	地域の状況に応じた自殺対策を実施する ために必要な経費	10分の10以 内	市町
26	民間団体自 殺対策事業 費補助金	自殺対策を 実施する民 間団体を支 援すること により、自殺 対策を推進 する。	民間団体が自殺対策を実施するために必 要な経費	10分の10以 内	知事が適当と 認める者
27	自殺未遂者 支援体制強	精神科の併 設されてい	自殺未遂者本人及び家族に対する相談支 援に必要な経費	10分の10以 内	知事が適当と 認める者

	化モデル事業費補助金	ない救急病院等に搬送された自殺未遂者本人及びその家族に対する相談支援を実施し、自殺未遂者の再企図の防止を図る。			
28	精神科医療従事者うつ病研修事業費補助金	病院等職員に対して、うつ病に関する研修を実施する。	うつ病に関する研修を実施するために必要な経費	10分の10以内	知事が適当と認める者
29	生き生き家族活動事業補助金	精神障害者の家族ひとりひとりの疾患や障害についての理解促進、地域家族会の活性化、相談支援体制の強化を図り、精神障害者の暮らしやすい地域づ	精神障害への理解促進、家族相談員の育成、家族間のサポート体制の構築に向けた研修等に要する経費	10分の10以内	長崎県精神障害者家族連合会

		くりを推進する。			
30	地域定着相談者育成支援事業補助金	精神障害者からの相談に応じ、必要な助言及び支援ができる精神障害者を育成することにより、精神障害者の支援体制の強化を図る。	精神障害者に対する相談担当者を育成し、支援方法を習得するための研修会開催等に必要経費	10分の10以内	長崎県精神障害者団体連合会
31	障害者地域福祉支援事業補助金	知的障害についての理解促進を企業等に対して行い、知的障害者の就労促進を図る。	補助対象者が企業等に対して行う知的障害についての理解促進に関する研修事業に要する経費	10分の10以内	一般社団法人長崎県手をつなぐ育成会
32	長崎県在宅重症心身障害児者短期入所支援事業費	在宅の医療的ケアを必要とする重症心身障害児（重症心身障害者を含む。以下「超	(1) 報酬差額 指定短期入所事業所である医療機関（重症心身障害児施設を除く。）が超重症心身障害児等（スコア表の合計が原則10点以上）を受け入れた場合に、当該障害児等が入院した際の診療報酬と障害者の日常生活及び社会生活を総	(1) 3分の2以内	市町

		重症心身障害児等」という。)を介助する家族の精神的、身体的負担の軽減を図る。	<p>合的に支援するための法律の医療型短期入所サービス費（I）との差額相当を算定した額</p> <p>(2) 児童受入対応費 指定短期入所事業所である医療機関（重症心身障害児施設を除く。）が18歳未満の超重症心身障害児等（スコア表の合計が原則10点以上）を受け入れた場合に、当該障害児の受入対応に要した費用</p> <p>(3) 個室代 指定短期入所事業所である医療機関（重症心身障害児施設を除く。）が超重症心身障害児等（スコア表の合計が原則10点以上）を受け入れた場合に、当該障害児等が利用した際の個室費用</p>	<p>(2) 3分の2以内</p> <p>(3) 3分の1以内</p>	
33	佐世保市子ども発達センター移転建替整備費補助金	長崎県立子ども医療福祉センターが担う障害者の地域療育について、県北地域における補完的役割を果たしている佐世保市子ども発達センターの移	佐世保市子ども発達センターにおける専門的な障害児療育（診療・検査・機能訓練等）に必要な部分の新設に係る次に掲げる経費	<p>(1) 2分の1以内</p> <p>(2) 2分の1以内</p>	佐世保市

		<p>転新設に対して支援を行い、療育の拠点施設として利用者の利便性の向上を図る。</p>			
34	<p>精神障害者 家族支援強化促進事業 補助金</p>	<p>精神障害者の家族が疾患及び所外についての理解の促進、地域家族会の活性化及び相談支援体制の強化を図る。</p>	<p>(1) 精神障害や精神障害者支援に関する研修 (2) 家族相談員育成に関する研修 (3) 家族間サポート体制の構築に向けた研修会</p>	<p>予算の範囲内で知事が別に定める額</p>	<p>長崎県精神障害者家族連合会</p>
35	<p>障害者意思決定支援事業補助金</p>	<p>障害者の意思をくみ取り、障害者本人による意思決定につなげるため、適切な意思決定支援のあり方について理解の促進及び啓発を図る。</p>	<p>補助対象者が地域住民や福祉施設従事者等を対象として実施する、障害者の意思をくみ取り、本人の意思決定につなげるための研修事業に要する経費</p>	<p>10分の10以内</p>	<p>一般社団法人長崎県手をつなぐ育成会</p>

36	当事者力活用促進事業補助金	精神障害があっても地域で安心して治療を受けながら生活が継続できるよう、精神障害者からの相談に応じ、必要な助言支援ができる当事者を育成する。	相談対応が可能な当事者を育成し、支援方法を習得するための研修会開催等に要する経費	10分の10以内	長崎県精神障害者団体連合会
37	つくも苑跡地活用支援補助金	つくも苑跡地の活用により地域の振興を図る。	つくも苑跡地を活用して行う観光公園の整備に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。	2分の1以内	佐世保市
38	依存症対策総合支援事業民間団体補助金	依存症対策を実施する民間団体を支援することにより、依存症対策を推進する。	民間団体が、依存症対策を実施するために必要な経費	10分の10以内	知事が適当と認める者
39	長崎県障害分野介護ロボット等導入事業補助	障害分野における介護ロボット等の普及によ	障害分野の介護ロボット等導入に要する経費	4分の3以内。ただし、1箇所あたり、障害者支援施	社会福祉法人等

	金	り、介護業務の負担軽減等を図り、働きやすい職場環境の整備を推進する。		設210万円、グループホーム150万円 その他事業所120万円を限度とする。	
40	長崎県障害者総合支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業分）	新型コロナウイルス感染症の国内感染拡大防止に伴って生じる課題に迅速かつ適切に対応することを図る。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 就労系障害福祉サービスにおける在宅就労導入支援事業 (2) 就労系障害福祉サービス等の機能強化事業（生産活動活性化支援事業）	10分の10以内 (1)の場合 は1事業所当たり250万円を限度とする。 (2)の場合 は1事業所あたり50万円を限度とする。）	社会福祉法人等
41	長崎県障害者芸術文化活動普及支援事業費補助金	障害者の芸術文化活動を推進し、相互理解や障害者の社会参加の促進を図る。	芸術文化活動を行う障害者本人やその家族、障害者福祉施設、支援学校等を支援する拠点（「長崎県障害者芸術文化活動支援センター」）の設置及び運営に要する経費	10分の10以内	社会福祉法人等
42	長崎県新型コロナウイルス感染症緊急包括支	感染症対策を継続的に 行いつつ、必要な障害福	次に掲げる事業に要する経費 (1) 感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業 (2) 在宅サービス事業所による利用者	10分の10以内	知事が適当と認める者

	援事業補助 金（障害分）	社サービス を提供する 体制を構築 するための 支援を行う。	への再開支援への助成事業 (3) 在宅サービス事業所における環境 整備への助成事業		
43	長崎県障害 者施設新型 コロナウイ ルス感染症 スクリーニ ング事業費 補助金	新型コロナ ウイルス感 染症が発生 した場合、重 症化リスク が高く、ま た、多人数が 入所し、クラ スター化す るおそれが 高い障害者 支援施設等 において、施 設内感染を 未然に防止 する。	新規入所者等のPCR検査等のうち、行政検 査対象外となった検査等に要する経費	予算の範囲 内で知事が 別に定める 額	社会福祉法人 等
44	長崎県精神 科病院新型 コロナウイ ルス感染症 スクリーニ ング事業費 補助金	新型コロナ ウイルス感 染症が発生 した場合、重 症化リスク が高く、ま た、多人数が 入院し、クラ	患者の入院前に実施するPCR検査等のう ち、行政検査対象外となった検査等に要 する経費	予算の範囲 内で知事が 別に定める 額	精神科病院 (二次救急輪 番等、他の同 様の補助の対 象となる医療 機関を除く。)

		<p>スター化するおそれが高い精神科病床を有する病院（以下「精神科病院」という。）において、院内感染を未然に防止する。</p>			
45	<p>障害分野における感染症対策に資する介護ロボット等導入促進事業補助金</p>	<p>介護ロボット等の導入により、障害福祉施設等の職員や利用者間の接触の機会を減らし、感染症を防止する。</p>	<p>障害福祉施設等への介護ロボット等導入に要する経費</p>	4分の3以内	<p>社会福祉法人等</p>
46	<p>長崎県障害福祉関係社会福祉施設等設備災害復旧費補助金</p>	<p>令和2年7月豪雨により被災した障害福祉サービス等事業者等の事業再開に対する支援を図</p>	<p>令和2年7月豪雨により被災した被災事業所の災害復旧等に要する経費</p>	10分の10以内	<p>民間事業者</p>

		る。			
47	長崎県障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業費補助金	障害福祉サービス施設、事業所等における感染防止対策を継続的に行うため、衛生用品及び感染防止対策に係る備品の購入に必要な経費を支援する。	令和3年10月1日から同年12月31日までの衛生用品の購入及び感染防止対策に係る備品の購入に要する費用	別途定める基準額の範囲内	社会福祉法人等
48	長崎県生産活動拡大支援事業費補助金	新型コロナウイルス感染症の影響により、生産活動が停滞している就労継続支援事業所に対し、新たな生産活動への転換、販路開拓等に必要な経費を補助することにより、	次に掲げる経費 (1) 新たな生産活動への転換等に要する経費 (2) 通信販売、宅配、ホームページ制作等新たな販路拡大等に要する経費 (3) 経営コンサルタント派遣等経営改善に要する経費 (4) 生産活動を行うために必要な感染防止対策に要する経費	予算の範囲内で知事が別に定める額	社会福祉法人等

		生産活動の 拡大を図る。			
49	知的障害者 理解啓発事 業補助金	知的障害者 が暮らして いる地域の 人々が、知的 障害の理解 を得るため の研修の受 講及び疑似 体験プログ ラムを体験 するととも に、各地区に おいて将来 的に啓発活 動の拠点団 体となる「キ ャラバン隊」 の結成を支 援すること で、障害への 理解促進を 図る。	補助対象者が地域住民を対象として実施 する、知的障害の疑似体験を行う研修及 びキャラバン隊の結成支援事業に要する 経費	10分の10以 内	一般社団法人 長崎県手をつ なぐ育成会
50	長崎県障害 福祉サービ ス事業所等 に対するサ ービス継続	新型コロナ ウイルス感 染症の感染 者等が発生 した障害福	次に掲げる事業に要する経費 (1) 障害福祉サービス施設・事業所のサ ービス継続支援事業 (2) 障害福祉サービス施設・事業所との 協力支援事業	予算の範囲 内で知事が 別に定める 基準による。	社会福祉法人 等

	支援事業費 補助金	祉サービス 施設・事業所 等において、 サービスの 継続に必要な 経費を補助 すること により、必要 な障害福祉 サービス等 の継続を図 る。			
51	長崎県福 祉・介護職員 処遇改善臨 時特例交付 金	福祉・介護職 員等の処遇 改善を図る。	福祉・介護職員等の処遇改善を行うため に必要な経費	予算の範囲 内で知事が 別に定める 基準による。	民間事業所
52	長崎県医療 的ケア児支 援センター 開設支援事 業費補助金	医療的ケア 児及びその 家族に対す る支援に関 する法律（令 和3年法律第 81号）に基づ く医療的ケ ア児支援セ ンター（以下 「支援セン ター」とい	支援センターの開設に当たって必要な需 用費、役務費（通信運搬費）、委託料、 備品購入費、工事請負費又は原材料費	予算の範囲 内で知事が 別に定める 額	社会福祉法人 等

		う。)の開設を促進し、医療的ケア児を適切な支援に繋げる体制を構築する。			
53	長崎県福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算システム改修費補助金	福祉・介護職員の処遇改善のための「福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算」創設に伴うシステム改修を支援し、制度の円滑な運用に資する。	「福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算」創設に伴うシステム改修に要する経費	10分の10以内。ただし、50万円を限度とする。	市町
54	長崎県子ども安心・安全対策支援事業費補助金	障害児通所支援事業所における送迎用バスの安全装置を導入し、子どもの安全を守るための対策を講	安全装置の購入（装置の運搬、設置・据え付け又は工事を含む。）、リース又は導入に要する経費	予算の範囲内で知事が別に定める額	社会福祉法人等

		じるとともに、保護者の不安解消を図る。			
55	長崎県障害分野のICT導入モデル事業補助金	障害福祉サービス事業所等における業務効率化及び職員の業務負担軽減のため、ICT活用モデルを構築する。	障害分野のICT導入に要する経費	4分の3以内。ただし、100万円を限度とする。	社会福祉法人等
56	長崎県医療的ケア児訪問型レスパイト事業費補助金	在宅の医療的ケア児の看護及び介護を行う家族の負担軽減を図る。	指定訪問看護ステーションが在宅の医療的ケア児を訪問して行う看護（健康保険法の適用対象となる訪問看護を除く。）に要する経費	2分の1以内	市町

原爆被爆者援護課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	長崎県原爆死没者慰霊式典等助成金	原爆死没者を慰霊し、永遠の平和を祈念する。	次に掲げる経費 (1) 慰霊式典の実施 (2) 慰霊碑等の建設等 (3) その他知事が必要と認めるもの	4分の3以内	被爆者団体
2	原爆医療施設施設整備	被爆者の健康の保持及	日本赤十字社長崎原爆病院の施設、医療機器等の整備に要する経費。ただし、補	3分の2（施設整備の場合	日本赤十字社

	及び設備整備費県費補助金	び増進並びに福祉の向上を図る。	助対象経費の基準は、知事が別に定める。	は2分の1) 以内	
3	原爆福祉施設設備整備及び設備整備費県費補助金	被爆者の健康の保持及び増進並びに福祉の向上を図る。	原爆被爆者特別養護ホームかめだけ及び恵の丘長崎原爆ホームの施設、設備等の整備に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。	3分の2以内	社会福祉法人 純心聖母会 公益財団法人 被爆者福祉会
4	公益財団法人長崎原子爆弾被爆者対策協議会原爆医療施設設備整備費県費補助金	被爆者の健康増進及び福祉の向上を図る。	原爆被爆者健康管理センターの医療機器等整備に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。	6分の1以内	公益財団法人 長崎原子爆弾 被爆者対策協 議会
5	被爆者団体補助金	被爆者の健康管理と福祉の充実を図る。	次に掲げる経費 (1) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の普及啓発活動に要する経費 (2) 被爆者の健康及び生活相談に要する経費 (3) その他知事が必要と認める経費	予算の範囲内で知事が定める額	被爆者で構成する団体等で別に定めるものの
6	原子爆弾後障害研究会開催補助金	被爆者医療の向上を図る。	原子爆弾後障害の実情及び研究成果の発表並びに当該成果の討議を行う研究会の開催に要する経費	予算の範囲内で知事が定める額	長崎原子爆弾 後障害研究会
7	戦傷病者戦没者遺族等援護事業補助金	援護団体の育成と事業の促進を図る。	補助対象者が実施する事業に要する経費	予算の範囲内で知事が定める額	一般財団法人 長崎県連合遺 族会

8	戦没者慰霊 顕彰事業補 助金	戦没者の慰 霊の顕彰に 資する。	戦没者の慰霊行事その他必要と認める事 業に要する経費	予算の範囲 内で知事が 定める額	長崎県戦没者 慰霊奉賛会
9	戦没者慰霊 碑等維持管 理費補助金	戦没者慰霊 碑等の維持 管理に資す る。	慰霊碑の維持管理、清掃等に要する経費	2分の1以内。 ただし、1基 当たり2万円 を限度とす る。	市町

福祉保健課、医療政策課、医療人材対策室、薬務行政室、長寿社会課、障害福祉課関係

補助金の名 称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は 額	補助対象者
1 長崎県地域 医療介護総 合確保基金 事業補助金	地域におけ る医療及び 介護の総合 的な確保の 促進に関す る法律（平成 元年法律第 64号）第4条 第1項に規定 する都道府 県計画に基 づく事業に 助成を行い、 本県の実情 に応じた対 策を推進す る。	医療及び介護の総合的な確保のための事 業であって、地域における医療及び介護 の総合的な確保の促進に関する法律第4 条第1項に規定する都道府県計画で定め るもののうち、下記の事業を実施するた めに、予算の範囲内で知事が必要と認め る経費 (1) 地域医療構想の達成に向けた医療 機関の施設又は設備の整備に関する事 業 (2) 地域医療構想の達成に向けた病床 数又は病床の機能の変更に関する事業 (3) 居宅等における医療の提供に関す る事業 (4) 医療従事者の確保に関する事業 (5) 介護施設等の整備に関する事業 (6) 介護従事者の確保に関する事業 (7) 勤務医の労働時間短縮に向けた体	予算の範囲 内で知事が 別に定める 額	知事が適当と 認める者

		制の整備に関する事業		
--	--	------------	--	--

福祉保健課、長寿社会課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1 長崎県生活困窮者自立相談支援事業等補助金	地域社会のセーフティネット機能を強化し、もって地域の要援護者の福祉の向上を図る。	地域社会の支えを必要とする要援護者の自立支援等を図るための次に掲げる事業に要する経費 (1) 生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業 低所得世帯等を対象とした資金の貸付及び福祉サービスの利用援助等に関する事業 (2) 地域福祉増進事業 福祉サービスに関する苦情を解決するための事業	10分の10以内。ただし、知事が別に定める基準額、補助対象経費の実支出額及び総事業費からその他の収入額（寄附金を除く。）を控除した額のうち最も少ない額を限度とする。	社会福祉法人長崎県社会福祉協議会

長寿社会課、障害福祉課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1 長崎県介護・障害福祉サービス施設等原油価格・物価高騰緊急支援事業費補助金	原油価格・物価高騰の影響を受けた介護サービス施設等及び障害福祉サービス施設	介護サービス施設等及び障害福祉サービス施設等が負担する電気代又はサービス提供のための訪問等に使用する車両の燃料代に要する経費	2分の1以内	知事が別に定める社会福祉法人等

	設等の負担 軽減を図る ことにより、 安定的なサ ービス提供 の継続を促 進する。		
--	---	--	--